

第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託に関する質問に対する回答書

令和5年5月19日（金）

福知山市上下水道部経営総務課

第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託業務にかかる質疑について、次の事項のとおり回答します。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
1	公募要領	1		2	(2)		業務内容	添付資料④は「業務要求水準書（案）」となっていますが、これは、選定候補者が福知山市と協議して「業務要求水準書」として確定するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	公募要領	2		3	(2)	オ	福知山市管工事協同組合	福知山管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させることとありますが、出資予定企業として参画させるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	公募要領	2		3	(2)	キ	応募者の構成等	福知山市管工事協同組合には水道施設について建設業の許可を受けているもの及び福知山市水道事業指定給水装置工事事業者の条件を満たす会員企業が存在すると認識しております。構成企業（協力企業）として参画することで条件を満たされるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	公募要領	2		3	(2)	ク	応募者の構成等	地元の管工事企業（福知山管工事協同組合の会員企業）を構成企業とした場合に他グループへの参加ができないため、出資予定企業（福知山管工事協同組合及び会員企業を除く）との表記が本事業に適合すると考えます。	お見込みのとおりです。 本事業にて、福知山管工事協同組合と表記する場合、組合の正・準組合員企業を含むものです。
5	公募要領	3		4	(1)		提出書類	オからキまでの書類については提出不要とありますが、公募要領様式集の様式1の基礎資料について提出は不要であるとの記載があるため、オからケとの理解でよろしいでしょうか	オからケのうち、福知山市指名競争入札等参加資格者名簿の登録申請時に提出している場合は、提出不要です。 事業所所在地の納税証明を未提出の場合は、提出が必要です。
6	公募要領	3		4	(1)		提出書類	使用印鑑届については、福知山市指名競争入札等参加資格審査申請の様式を使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	公募要領	3		4	(2)		企画提案書の記載方法	「企画提案仕様書」とは様式6を指し、企画提案書の作成に当たって、様式6のフォーマットを使用する以外の制限（フォントやページの振り方、製本方法等）はなく、応募グループの裁量で作成可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 企画提案書は、様式6で指定された提案項目ごとに提出すること、および各項目毎の枚数以外に制限はありません。
8	公募要領	4		9			応募を辞退する場合	業務提案書等とは企画提案書との理解でよろしいでしょうか。	業務提案書等とは、「企画提案書」と「価格提案書」のことを指します。
9	公募要領	5		10	(1)	ア	企画提案書	企画提案書の枚数は、様式集の各項目のみとなるのでしょうか。業務実施面（業務実施体制・業務実績）の記載は、様式集の各項目に記載しなければならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	公募要領	5		10			業務提案書等の受付	企画提案書に資料添付をすることは不可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
11	公募要領	7		18			プロポーザルの実施スケジュール	SPCの設立が令和5年8月中旬となっておりますが、選定事業者の決定より1ヶ月程度となり、設立が困難です。選定事業者の決定より2ヶ月程度の期間を設定していただくことは可能でしょうか。	SPCの設立時期については目安であり、設立期限については基本契約の締結時に協議のうえ、6か月目途の引継ぎ期間に影響のない範囲で決定します。
12	公募要領	7		17			見積金額の限度額	見積に添付する内訳書は任意様式との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	公募要領	7		17	(1)		見積金額の限度額	資本的支出に含まれる費用として、管路だけではなく設備についても含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	公募要領	7		17	(1)		見積金額の限度額	物価変動に基づく業務委託料の変更として、発注者の本業務積算時を基準として、業務委託契約書第45条の物価変動に伴う人件費等の増額について、令和6年度よりご協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	必要であれば協議を行います。
15	公募要領	8		19	(2)		基本契約の締結	市と応募グループの構成企業の出資予定企業は「添付書類(1)基本契約書(案)」により基本契約を締結する。について、基本契約書（案）の冒頭に協力企業の記載があり、7ページには（協力企業）と記載がありますが、公募要領の記載事項を正として解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	公募要領	8		19	(1)		SPCの設立	「本店所在地を京都府福知山市内とし」とありますが、SPCの本店を、福知山市上下水道部庁舎内に設立することは可能でしょうか。	可能です。
17	公募要領	2		3	(2)	工	応募者の構成等	「応募書類の提出後から基本契約締結までの間は代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない」とありますが、本事業は5年間の長期委託のため、基本契約後および契約期間中の諸事情により、協力企業を変更及び追加することをお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	公募要領	10					業務実施面 業務実施体制	評価項目に、「提案内容を実施できる人員が確保されているか。」とございますが、店舗側・再委託先を含めた出動体制と有資格者が確保されていることという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	公募要領 様式集				様式 3 様式 4	応募事業者の構成企業一覧 委任状	本様式では「応募事業者の構成企業」となっておりますが、現段階で「協力企業」の選定は極めて困難である為、「出資予定企業」にて提出しますがよろしいでしょうか。	支障ありません。	
20	公募要領 様式集				様式 6	企画提案書	提案項目の各様式の欄外の備考にページ数の制限枚数を示してありますが、評価基準に定める「業務実施体制」「実績」についての表現を含める場合、制限枚数の範囲で十分な表現ができないため、様式を追加いただけませんでしょうか。	項目No.9にて回答のとおり	

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
21	公募要領 様式集				様式 6	提案項目②③	要求水準書の水道施設保全管理業務の管路関係の業務を提案項目③にまとめて記述してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。	
22	公募要領 様式集				様式 6		「注)応募事業者名は1部のみ記載し、15部は応募事業者名は記載しないで下さい。」とありますが、社名の文字数によりページ数が変動する可能性がございますので、正本・副本ともに応募事業者名を記載せず、正本のみ、表紙の次頁に各企業名の対応表を添付することをお認め頂けないでしょうか。	事業者名は、様式 6 の表紙に記載してください。	
23	業務要求 水準書案	1	1	1	5	モニタリング 項目及び手法 の追加・変更	受託者に経費負担が生じる場合はモニタリング項目を変更しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
24	業務要求 水準書案	2	1	2	1	(5)	業務実施体制	「配管設計講習会」を受講させるとあるが配管設計のGX形ダクタイル鉄管の配管設計講習の受講と言う認識でよろしいでしょうか。	配管設計・積算の基礎知識や管路（GX形）の設計演習などの講習とし、既に受講済みで修了証明を提出する場合、再受講の必要はありません。
25	業務要求 水準書案	2	1	2	1	(5)	業務実施体制	資本的支出に係る設計は受託者が行うこととなっていますが、工事積算システムで設計書を発注者が作成するとの理解でよろしいでしょうか。	受注者が作成する仕様書、設計図面及び数量計算書に基づき発注者による積算で設計価格を算出します。但し、資材等単価の見積りが必要な場合は発注者指示により受注者で徴取してください。
26	業務要求 水準書案	2	1	2	1	(8)	業務実施体制	発注者が指定した水道事業指定給水装置工事事業者とは、福知山市の指定事業者という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	業務要求 水準書案	2	1	2	2	(4)	総括責任者の 果たす役割	「本業務を効果的に実施するため、施設の一部について、必要な変更または改良をするための確認の手続きをすること。」とありますが、施設改良することで法的な許認可が必要な場合には貴市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	業務要求 水準書案	2	1	2	1		業務実施体制	有資格者については、応募グループの構成企業として参画させなければならぬ福知山管工事協同組合およびその会員企業を含めて充足するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	業務要求 水準書案	3	1		5		災害等の対応	有事の際は、市の危機管理計画及びマニュアル、市の指揮下のもと対応する認識でよろしいでしょうか。	業務委託契約書（案）第50条・第51条のとおりです。
30	業務要求 水準書案	3	1	2	5		災害等の対応	本項目における災害等の不可抗力な事象には、寒波を含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	業務要求 水準書案	4	1	3	2	(4)	業務終了時の 処理	「1年内に、適正な維持管理のものでは想定できないような著しい機能低下が認められる場合には、自らの負担により施設の機能回復を行うものとする。」とありますが、受注者に責任がある場合は、発注者が根拠を立証し受注者に説明するとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合時の追完請求については、現に存在する不適合状況の実証により請求出来るものと考えており、発注者により受注者の責を立証することは想定ていません。
32	業務要求 水準書案	4	1	3	2	(4)	業務終了時の 処理	「1年内に、適正な維持管理のものでは想定できないような著しい機能低下が認められる場合には、自らの負担により施設の機能回復を行うものとする。」とありますが、SPCの維持費がかかる点や、契約終了後に保険契約での填補ができないことから、第36条の規程の範囲を除き、終了時の立ち合いで内容確認時にご指摘いただくこととしてください。	契約不適合については、業務委託契約書第35条・36条のとおりとします。
33	業務要求 水準書案	4	1	3	2	(4)	契約終了時の 処理	契約満了後1年内に不測の整備・修繕を要することがない状態で、業務を終了すること。とありますが、契約満了1年後までの予測可能な整備・修繕については、市または市の指定する者へ引き継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	ソフトウェアのインストール費用以外に料金システムを利用するにあたり必要とされる経費についてご教示ください。	経費については、現受注者または各メーカー等にご確認ください。
35	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	『受注者は既存の料金システムを用いて業務を実施する』について、要求水準書の6頁にある上下水道料金システム一式の維持管理に係る費用及び7頁にある上下水道料金システムとあることから、受注者は既存の料金システム設置会社と契約し、既存の料金システムを運用すると捉えてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	既存の料金システムの使用にあたり、使用料など、システムの保守以外に受注者が負担する費用はありますでしょうか。	項目No.34的回答のとおり。
37	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	既存のシステムや機器のメーカー保守期限が令和11年3月31日までに到来する場合、システムや機器の更新に伴う費用は本業務外とし、別途契約と考えてよろしいでしょうか。	料金システム機器及びソフトウェアにかかる費用は受注者の負担となるため、本事業の契約内で受注者にて対応となります。
38	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	業務期間中に法令改正や仕様、機器変更に伴い必要となる費用は本業務外とし、別途契約と考えてよろしいでしょうか。	業務期間中に法令改正（消費税率の改正等）に基づく料金システム等（仕様含む）の変更費用は受注者負担で別途契約により行います。 業務期間中の機器変更に伴い必要となる費用は受注者負担となります。（ただし、受注者が機器変更を依頼する場合は、発注者負担で別途契約により行います。）
39	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	業務期間内に既存システムが対応しているOSやブラウザがサポート期限を迎える場合、サポート期限後の使用はどの程度許容いただけますでしょうか。	外部ネットワークとの接続を行っていないこと、及び業務運用に支障がないことを条件に、本事業の契約期間中は、対応不要とします。
40	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	システムのサーバの設置場所や接続するネットワークについてお教えいただけないでしょうか。	市が保有するサーバー室が使用可能です。 料金システムネットワークは、いずれの外部ネットワークにも接続しない独立したものとします。（インターネット接続の有無を問わず。ただし、プリンターは他のネットワークと共有可能）
41	業務要求 水準書案	5	1	4	2		受注者が使用 できる既存設 備	既存システムの操作方法の習得や立会いの支援はございますでしょうか。	業務引継ぎ期間の中で、操作方法等の支援を行います。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
42	業務要求水準書案	5	1	4	3	9	受注者が使用できる備品	『電話機12台』を使用できると記載ありますが、電話機使用に伴う通信料の支払いは発注者で負担され、『4.受託者が負担する備消耗品及び経費・・・受注者が設置した固定電話及び携帯電話、インターネット回線等の通信料』は受注者負担との認識でよろしいでしょうか。	市が提供する電話機にかかる電話通信料についても、受注者の負担とします。
43	業務要求水準書案	5		4	2		料金システム	既存の料金システムは現委託受注者の所有物と認識しています。既存の料金システムを用いる場合は、使用料を現委託受注者へ支払うという認識でよろしいでしょうか。	項目No.35にて回答のとおり
44	業務要求水準書案	6	1	4	4		受注者が負担する備消耗品及び経費	表内の施設修繕部品等 施設修繕に必要な部品及び消耗品等とありますが、具体的な負担上限金額はありますでしょうか	負担上限金額は設定していませんが、契約時の協議により設定します。
45	業務要求水準書案	6	1	4			車両	駐車場は何台借用できますでしょうか	本事業の遂行のために必要な分として、15台分を予定しています。
46	業務要求水準書案	6	1	4	3		受注者が使用できる備品	LGWAN回線に接続される各種端末及び通信機器、通信費は発注者の負担で、受注者が使用できる備品となるか。	受注者が設置する場合は、受注者負担とします。
47	業務要求水準書案	7	2	1	1		業務の内容	貴市が発行する「ふくちやま上下水道だより」は、引き続き貴市上下水道部より発行するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	業務要求水準書案	8	2	1	1		業務の内容	業務内容に「運転データ等の記録保管」とありますが、記録方法及びフォーマットは任意であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	業務要求水準書案	8	2	1	2	ア	水質管理の基準	「水質管理目標値は、省令改正や需要者ニーズに対応するため、その都度見直すもの」とありますが、見直しした結果で係る費用が変動した場合の負担は貴市と協議ができるものと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	業務要求水準書案	9	2	2	1		業務の内容	「・施設の清掃、浄水場ほか底部清掃、水源閉鎖に伴う逆洗浄」について、水源閉鎖とは水源閉塞の事でしょうか。	お見込みのとおりです。 水源閉塞と読み替えてください。
51	業務要求水準書案	9	2	2	1		業務の内容	緊急対応修繕業務について、止水栓操作が必要となった場合は、発注者の指示のもと対応するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には協議の上、実施してください。受注者からの報告・協議等により受注者対応です。
52	業務要求水準書案	9	2	2	1		業務の内容	緊急対応修繕業務の量水器B0X内1次側給水装置修繕とありますが、福知山市給水装置設計施工基準に従い25mm以下の修繕で間違いないでしょうか。なおB0X内2次側の対応は実施しなくてもよいのでしょうか。	メーターボックス内の緊急対応修繕は次のとおりです。 1 1次側、2次側問わず、25mm以下の鉛給水管の取替修繕 2 1次側、2次側問わず、25mm以下の漏水修繕、止水栓不良修繕
53	業務要求水準書案	9	2	2	2		水道施設保全管理業務	要求水準に(管路を含む)とあり、1項業務の内容に「修繕については、基本的には発注者に報告してから実施すること」とあり、第三節水道施設管路保全業務1のイには「修繕は、事前に水道課と協議をし」とあることから、緊急修繕の場合は報告、計画修繕の場合は協議との理解でよろしいでしょうか。	計画的修繕を行う場合は、事前に水道課と協議し修繕を実施して下さい。緊急修繕の場合は初期調査等の対応を行い、修繕の実施は基本的に発注者に報告してからとして下さい。
54	業務要求水準書案	9	2	2	1		施設維持管理業務	修繕については、小規模な資本的支出が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	業務要求水準書案	9	2	2	1		施設維持管理業務	点検等の頻度について、受託者が維持管理方針等の見直しを行い、業務期間中に変更してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 変更時には発注者との協議をお願いします。
56	業務要求水準書案	9	2	2	1		施設維持管理業務	緊急対応修繕業務において、不具合事象が重なるなど、受託者の通常体制では対応が困難になる場合、発注者の支援を求めるができる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	業務要求水準書案	10	2	3	1	ア	有収率	年間到達目標値は発注者の更新事業も関連いたしますので発注者及び受注者の連携で向上させるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	業務要求水準書案	10	3	1			有収率向上対策業務	業務の内容に資本的支出が混在しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	業務要求水準書案	11	1	4	1		業務の内容	給水装置関連業務に記載のある国道、府道、市道、河川等の占用申請書の作成についてですが、業務の詳細を教示ください。	給排水工事施工業者からの道路等占用申請の受付け(全て)、申請内容の審査(全て)、市道・市管理河川の占用(道路河川課提出分に限る)の公用申請書作成、工事着工届、工事完成届の作成業務です。
60	業務要求水準書案	11	1	4	1		業務の内容	給水装置関連業務に記載のある市道道路通行制限書類等の作成についてですが、業務の詳細を教示ください。	市道の道路占用許可分にかかる、市道道路通行制限書類等(郵便局提出分を含む)の作成業務です。
61	業務要求水準書案	11	1	4	1		業務の内容	給水装置関連業務に記載のある占用物件占用台帳の整理についてですが、業務の詳細を教示ください。	市と共有の台帳において、新規占用の台帳登録及び占用事務の進行管理です。
62	業務要求水準書案	12	1	4	1		業務の内容	水道メーター検針業務に記載のあるマッピングシステムのデータ修正とは、水道メーター位置の修正と捉えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	業務要求水準書案	15	2	6	1		ゼロカーボンシティに向けた取り組み	ゼロカーボンシティに向けた取り組みについては業務実施期間中に提案することを要求しており、提案の実現に向けた詳細な内容とコストなどの協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	業務要求水準書案	14	1	5	1		市民アンケート	アンケートの項目については受注者側で任意に項目を設定し、発注者との合意の下で実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	業務要求水準書案	14	1	5	1		その他必要な広報	広報の媒体について、福知山市で実施する事を前提としながら、他市に跨る広報活動を行う事も可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	業務要求水準書案	14	1	5	1		業務の内容	各種広報手段につきまして、提案書の内容に基づき受注者側で企画したものを作成する際、発注者へは事前に連絡するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	業務要求水準書案	14	1	5	1		業務の内容	広報の提案を考える際、福知山市で使用している公式LINEアカウント等、市の保有するメディアとの連携を図る事は可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
68	業務要求水準書案	14	2	5	2		口座振替利用促進	モニタリング項目として「口座振替利用件数を維持若しくは増加しているか」とありますが、現状の件数及び近年の推移の情報をご提供ください。	口座振替件数実績は次の通りです。 R元（278,390件）、R2（347,414件）、R3（351,095件）、R4（325,633件）
69	業務要求水準書案	14	2	5	2		漏水確認件数	モニタリング項目として「広報による漏水確認件数は維持しているか」とありますが、現状の件数及び近年の推移の情報をご提供ください。	漏水減免等の申請件数は次の通りです。 R元（165件）、R2（213件）、R3（230件）、R4（203件）
70	業務要求水準書案	14	2	5	2		凍結防止	モニタリング項目として「広報による凍結防止の効果はあったか」とありますが、効果を定量的に計測することは難しいと考えており、広報による啓発実施の実績が評価指標となると考えておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	凍結件数を評価指標とします。
71	業務要求水準書案	14	2	5	2		家庭用雨水貯水槽設置促進	モニタリング項目として「家庭用雨水貯水槽の設置は促進できたか」とありますが、効果を定量的に計測することは難しいと考えており、広報による啓発実施の実績が評価指標となると考えておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	雨水貯留槽設置補助金申請の件数による評価とします。
72	業務要求水準書案	14	2	5	2		水道週間の啓発活動	モニタリング項目として「水道週間の啓発活動による成果はあったか」とありますが、効果を定量的に計測することは難しいと考えており、啓発活動実施の実績が評価指標となると考えておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	市民アンケート等による認知度等を評価指標とします。
73	業務要求水準書案	14	2	5	2		下水道の日の啓発活動	モニタリング項目として「下水道の日の啓発活動による成果はあったか」とありますが、効果を定量的に計測することは難しいと考えており、啓発活動実施の実績が評価指標となると考えておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	市民アンケート等による認知度等を評価指標とします。
74	業務要求水準書案	14	2	5	2		市民アンケート	モニタリング項目として「市民アンケートの結果は良かったか」とありますが、結果の良否の判断基準は現時点で設定することは難しいと考えており（アンケート項目の設問設定にも依存する）、少なくとも初年度はアンケートの実施の実績が評価指標となると考えておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	初年度も含め、アンケート結果による評価とします。
75	業務要求水準書案	14	2	5	1		施設見学等対応業務	業務内容に「AR等導入検討」とありますが、これは、「AR等のICTを使った工夫を行う」と解釈しましたが、この認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	業務要求水準書案	14	2	5	1		施設見学等対応業務	年間の実施回数については基準等ではなく、広報業務の目的達成に必要な回数を実施するという観点で受注者側が任意に設定して構わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	業務要求水準書案	15	2	6	1		庁舎管理の効率化の検討	庁舎管理の効率化に記載されているアセットマネジメント及びデジタルトランザクションについては業務実施期間中に提案することを要求しており、提案の実現に向けた詳細な内容とコストなどの協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	業務要求水準書案	15		6	1		管理業務	ゼロカーボンシティに向けた取り組みについて、実現策を講じるとありますが、水道事業を継続しつつ実現させるには、施設の投資などが必要と認識しています。施設の投資を提案し、発注者と実現案を協議するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	業務要求水準書案	15		7	1		計画点検業務	本業務における施設保全業務を活用したミクロマネジメント確立への方策の検討等という認識でよろしいでしょうか。	マクロマネジメント（更新需要及び財政収支見通しの検討等）の向上の方策検討等としてください。
80	基本契約書案							公募資料に「市と応募グループの構成企業の出資予定企業は「添付書類(1)基本契約書(案)」により基本契約を締結する。」とありますが基本契約書案に協力企業が締結対象となっていますので、修正すると考えてよろしいでしょうか。	項目No.15にて回答のとおり。
81	基本契約書案	2			5		本事業に係る契約	令和5年8月との記載がありますが、SPCを設立する期間が短く、設立が不可能なので猶予をお願いいたします。	項目No.11にて回答のとおり。
82	基本契約書案	4		8	2		財務書類等の提出	上場企業たる代表企業は、財務諸表等の公開を義務付けられていますので、提出義務は不要とすることが妥当かと考えております。	提出の必要があります。
83	業務委託契約書案	1	4				鑑業務委託料	「固定費」「変動費」とありますが、當業の支出にも固定費以外に変動費がございますので、契約締結の際に表記等について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	業務委託契約書案	3	1		8		再委託	協力企業からの再委託についても同様の手続きが必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	業務委託契約書案	4	2	1	16		対象施設の機能の確認及び使用	「対象施設及び対象設備の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立ち合いの上、確認する」とありますが、立ち合いとは現場と設備等をすべて目視するということではなく、机上での確認も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	業務委託契約書案	4	2	1	16		対象施設の機能の確認及び使用	対象施設に安全上の不備があった場合は、貴市のご負担にて対策を施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	業務委託契約書案	5	2	1	17		本業務の引継ぎ、対象施設及び設備等確認	「対象施設及び対象設備の状況を確認する」とありますが、発注者又は発注者の指定する第三者から一部の施設又は設備の状況確認についての要請があつた場合との理解でよろしいでしょうか。	すべての施設及び設備について、発注者・受注者双方による状況確認を行います。
88	業務委託契約書案	5	2	1	20	11	規定の適用関係	「本契約、業務要求水準書、公募要領、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。」とありますが、それぞれの質問回答を最優先としていただけますでしょうか。	本回答書の内容を含めた協議を、契約締結時に行います。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
89	業務委託 契約書案	6	2	2	22	3	有収率向上対策実施計画書の提出	当該年度ごとに作成する有収率向上対策実施計画書について、資本的支出として実施するものとの理解でよろしいでしょうか。また第3項に基づく突発的な業務については、別途費用が追加されるとの理解でよろしいでしょうか。	有収率向上対策実施計画書については、お見込みのとおりです。第3項に基づく突発的な業務については、資本的支出の有収率向上業務での対応となります。
90	業務委託 契約書案	6	2	3	24		緊急修繕等	「発注者と協議の上」との記載があり、要求水準書第二節1業務の内容には、「修繕については、基本的には発注者に報告してから実施すること。」とあります、緊急性を考慮すると要求水準書の記載が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	計画的に修繕を行う場合は、事前に水道課と協議し修繕を実施して下さい。緊急修繕の場合は初期調査等の対応を行い、修繕の実施は基本的に発注者に報告してからとして下さい。
91	業務委託 契約書案	6	2	3	25		完成検査及び引渡し	本条の修繕等とは、資本的支出に係る業務との理解でよろしいでしょうか。	資本的支出に限らず、すべての施設修繕をさします。
92	業務委託 契約書案	7	2	3	26	3	施設更新の請求	「発注者及び受注者は当該損害の負担について協議する」とあり、1項2項を参照すると、受注者に落ち度があるとは思われませんが、どのような内容の協議を想定されているかを教えてください。	損害発生への対応方法についての協議を想定しています。
93	業務委託 契約書案	7	2	3	26		施設更新の請求	受注者が発注者に対して請求する施設の更新について、設計施工は貴市が別途入札をかけ、受注者とは別の事業者に委託をされるとの理解でよろしいでしょうか？それとも受注者が該当する更新工事の見積もりを提示し、随意契約で実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	質問前段のとおり、別途、市の通常の入札発注によるものとします。
94	業務委託 契約書案	7	2	3	26		施設更新の請求	1項には「要求水準を満たすことができないと見込まれる場合には」とありますが、3項には、第三者に損害が生じた場合についての記述はありますが、更新が行われなかつた場合に要求水準を満たすことができなかつた場合にどうなるのかについての記述がございません。要求水準を満たすことができなかつた場合は、ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか？	対象施設ごとに、協議を行います。
95	業務委託 契約書案	7	2	3	26		施設更新の請求	機械電気施設の更新については受注者の請求によって事業期間の途中に発生すると理解しましたが、事業開始時点で受注者に委託することが確定している更新工事はあるでしょうか。	確定している修繕箇所はありませんが、修繕計画の中から受注者と協議し決定します。
96	業務委託 契約書案	8	2	3	31	2	臨機の措置	「直ちに通知しなければならない」とありますが、現場での対応であり迅速性が求められるため口頭での通知との理解でよろしいでしょうか。	緊急時には第一報を口頭で行い、対応後に書面での報告を行ってください。
97	業務委託 契約書案	8	2	3	32		一般的損害	但し書きにおいて、「成果物等に係る損害」とありますが、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は賠償の対象とすべきであり、成果物等に係るとの限定を付す合理性はないため、削除をお願いいたします。	発注者の責めに起因する損害については、発注者負担とします。
98	業務委託 契約書案	8	2	3	33	2	第三者に及ぼした損害	「発注者の指示、貸与品等の性状その他」とありますが、管路施設の性状等の受注者の責めに帰さないものも発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	項目No.97の回答のとおり。
99	業務委託 契約書案	8	2	3	34		業務委託料の変更に代える業務要求水準書の変更	「業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて業務要求水準書を変更することができる。」とありますが、業務委託料を増額すべき又は費用を負担すべき業務内容と異なる業務の要求水準を変更することはないと理解でよろしいでしょうか。	要求水準書については、業務委託契約書34条のほか、第29条、また業務要求水準書第1章第1節3「業務要求水準書の位置付け」に基づき、発注者・受注者にて、適宜協議を行います。
100	業務委託 契約書案	8	2	3	35	1	契約不適合責任	「引き渡された業務の目的物が」とあることから発注者が完成検査を行う目的物との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	業務委託 契約書案	8	2	3	36		契約不適合の担保期間	「受注者がその不適合を知り」とありますが、「発注者がその不適合を知り」の誤りと思われますので訂正をお願いします。	民法第566条に基づく規定であるため、「受注者がその不適合を知り」で正しい記載となります。
102	業務委託 契約書案	9	2	3	35		契約不適合責任	「引き渡された業務の目的物」とありますが、目的物は何を想定されているのでしょうか？仮に修繕業務を想定しているのであれば削除をお願いいたします。本件事業は自ら設計建設する新設設備を運転管理するものではなく、老朽化した施設を含む既存施設の運転維持管理や保全業務が主ですので、「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」かどうかの判断が難しいため、契約不適合責任は適さないと考えます。	項目No.100にて回答のとおり。
103	業務委託 契約書案	9	2	3	36		契約不適合の担保期間	起算点が「発注者がその不適合を知ったとき」ですと、いたずらに長くなりますので、引渡し日を起算点としていただきたく存じます。	民法第566条に基づく規定であるため、記載のとおり「発注者がその不適合を知ったとき」とします。
104	業務委託 契約書案	9	2	3	37	3	履行遅滞の場合における損害金など	参照される「29条2項」の削除をお願いします。37条3項、43条3項、62条1項、78条3項は同様の効果を意図していると思いますので、その表現の統一と条項の整理をお願いします。	「第29条2項」を「第43条」と読み替えてください。表現の統一については、契約締結時に整理することとします。
105	業務委託 契約書案	11	2	3	43		業務委託料の支払い方法	修繕について、上限額を示させていただき、委託料の支払い方法について契約書の記載についてご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書記載方法については、締結時に協議を行います。
106	業務委託 契約書案	11	2	3	43	3	業務委託料の支払方法	37条3項、43条3項、62条1項、78条3項は同様の効果を意図していると思いますので、その表現の統一と条項の整理をお願いします。	項目No.104にて回答のとおり。
107	業務委託 契約書案	11	2	4	42	2	改善提案書	「存在が確認された日」とは、発注者が受注者に通知した日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	業務委託 契約書案	11	2	5	43	2	通常の委託料の支払方法	(1)に「年額の4分の1を各四半期終了後のモニタリングが完了した後、受注者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。」とありますが、モニタリングとは月次モニタリングとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
109	業務委託 契約書案	11	2	5	43	2	通常の委託料の支払方法	緊急修繕に伴う修繕費は変動費との認識ですが、4半期終了後の支払とした場合、管工事協同組合はじめ地元企業への支払が遅くなることから資金繰り等の問題が起こりますので、支払条件の見直しをお願いいたします。	契約締結時に協議することとします。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
110	業務委託 契約書案	11	2	5	43		業務委託料の 支払方法	管路の更新については、受注者が提出する業務実施計画書が承認されて実施で きると理解いたしましたが、事業開始時点で受注者に委託することが確定して いる更新工事はございますでしょうか？	予定している箇所はありますが、受注者との協議により最終決定しま す。
111	業務委託 契約書案	11	2	5	43		業務委託料の 支払方法	「翌事業年度の業務実施計画書において管路等修繕の費用を算出し」とありま すが、毎年、業務委託料の契約変更を締結するとの理解でよろしいでしょ うか。	業務開始時に締結する業務委託契約書では、5年間の総額による 上限金額の記載とし、毎年度の契約変更是行いません。
112	業務委託 契約書案	11	2	5	43		業務委託料の 支払方法	業務実施計画書において算出する管路等修繕費用とは、資本的支出との理解で よろしいでしょ うか？	お見込みのとおりです。
113	業務委託 契約書案	12	2	5	44	2	第三者による 代理受領	参照される「29条」の再確認をお願いします。	「第29条」を「第43条」と読み替えてください。
114	業務委託 契約書案	12	2	5	45		物価変動に基 づく業務委託 料の変更	急激な物価変動に際らず、月次に段階的な物価の変動があり、それに伴って累 積での価格差が発生している品目等がございますので、指標の及び改定ルールの 設定が必要と考えられるため、契約時に設定協議に応じていただけませんで しょうか。	項目No.14的回答のとおり。
115	業務委託 契約書案	12	2	5	45		物価変動に基 づく業務委託 料の変更	国土交通省より令和5年3月8日に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の 取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について事務連絡がありました が、その中で、 ①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への 反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、 従来どおりに取引価格を据え置くこと ②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の 相手方が取引価格の引上げを求めるにわかわらず、価格転嫁をしない理由を 書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価 格を据え置くこと について、独占禁止法上の地位の乱用の要件の1つに該当すると示されてお り、発注者、受注者ともに適切な対応を図る必要があると考えられるため、予 め契約前に物価変動に伴う価格改定のルールを設定する協議をしていただけま せんでしょうか。	項目No.14的回答のとおり。
116	業務委託 契約書案	12	2	5	45		物価変動に基 づく業務委託 料の変更	特定の品目について急激に変動する場合があるので、委託業務における変動要 素ごとに、例えば薬品費については、国内企業物価指数(日銀調査統計局)類別 _商品群_該当する品目などでの設定をお願いします。	項目No.14的回答のとおり。
117	業務委託 契約書案	12	2	6	46	(1)	業務委託料の 減額等	「要求水準に到達しなかった期間が3ヶ月以上続いたとき」とあります が、同 一の内容が3ヶ月以上継続した場合との理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
118	業務委託 契約書案	12	2	7	48		不可抗力に伴 う通知の付与	昨今、半導体の世界的な不足により納期の遅延が発生し、それに伴う工期延長 および工事の間接費の増加などが起きています。上記の様な理由による工事費 の増額の負担については、本条項が適用されるとの理解でよろしいでしょ うか？	資本的支出による修繕については、発注年度内の完成を原則と しているため、物価変動による修繕費の増加は想定しておりません。
119	業務委託 契約書案	12	2	7	48		不可抗力に伴 う通知の付与	把握不能な地下埋設物等は合理的支配を超えた偶発的事象との理解でよろしい でしょ うか。	お見込みのとおりです。
120	業務委託 契約書案	12	2	6	46		ペナルティ	要求水準の解釈に誤解が生じるおそれがあるため、協議に応じていただくこと は可能でしょ うか。	要求水準の解釈は、誤解が生じないように設定いたします。
121	業務委託 契約書案	12	2	6	46		業務委託料の 減額等	柱書と第1号、第2号との関係について確認ですが、第1号、第2号に該当しない 限り減額は生じない、つまり、要求水準に達しない期間が3ヶ月未満である 場合には減額措置はないとの理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
122	業務委託 契約書案	12	2	6	46		業務委託料の 減額等	第1号と第2号は重畠的に適用され、最大30%の減額があり得る構成でしょ うか。	重複はせず、要求水準を満たさない期間が6ヶ月以上続く場合は、 最大20%減額されるものとします。
123	業務委託 契約書案	13	2	7	50	2	災害・事故対 応	「受注者は、自己の責任及び費用において、前項に従い定めた災害・事故対策 計画を実施する。」とあります、第51条の2では「発注者の指揮監督に服 し」とあり同3項に示された費用負担の規定もありますので、第50条の規定は 第51条に示された内容を含まないと理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
124	業務委託 契約書案	13	2	7	50	2	災害・事故対 応	災害・事故対策計画は対応ではなく対策についての計画との理解ですが、対策 には施設の増強など資本的支出を伴うと思われるため、受注者の責任及び費用 のみで実施が不可能な場合が想定されるため、ご見解をご教示いただけま せんでしょうか。	資本的支出は想定していません。
125	業務委託 契約書案	13	3	1	49		不可抗力に伴 う増加費用又 は損害の負担	本条と48条4項、5項とのすみわけについてご教示ください。	48条第4項及び同第5項は、不可抗力の発生後、業務継続のた めに必要な措置のうち未実施である事項についての定めに対し、第 49条は第48条第2項の不可抗力への早期対応等、発注者による 状況確認の時点で、すでに受注者によって対応がなされた事項が あった場合に、その費用負担について定めた条項です。
126	業務委託 契約書案	13	3	1	52	(6)	受注者の債務 不履行等による 契約の解除	「管工事協同組合」は発注者のノミネート業者にあたりますので、契約解除事 由や損害賠償請求の対象外扱いでお願いします。	設立されたS P Cと福知山管工事協同組合との契約・協定等内 容により、判断します。
127	業務委託 契約書案	14	3	1	52	(3)	受注者の債務 不履行等による 契約の解除	ただし書きの内容は本件業務の債務不履行にならなければ契約解除はしないと の理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
128	業務委託 契約書案	14	3	1	52	(4)	受注者の債務 不履行等による 契約の解除	「本業務の実施に悪影響を及ぼす法令等に違反したとき。」とありますが、 「業務の実施において法令に違反し業務に悪影響を及ぼしたとき」か「業務の 実施において法令に違反したとき」か、もしくはどちらの解釈でもないかをご 教示ください。	本業務とは直接関係のない他事業も含めて、受注者又は出資企 業が、「本業務の実施に支障をきたすこととなる法令等に違反したと き」という意味です。
129	業務委託 契約書案	14	3	1	53		語句の確認	この条項だけ「受託者」となっているため、「受注者」への統一をお願いいた します。	表現の統一は、契約時に協議を行います。

No.	資料名	頁	章	節 (条)	項 (条)	目	項目名	質疑内容	回答
130	業務委託 契約書案	15	3	1	55	(1)	契約が解除さ れた場合等の 違約金	「前条の規定によりこの契約が解除された場合」とありますが、前条では法令 変更及び不可抗力による契約解除のため、受注者の責めに帰すべき事由ではな いと考えますが、受注者に違約金の支払いが課せられています。 本項は前条ではなく第52条など受注者の責めに帰すべき事由を対象するもの に変更をお願いいたします。	「前条」を「第52条」と読み替えてください。
131	業務委託 契約書案	15	3	1	55	(1)	契約が解除さ れた場合等の 違約金	参照される「前条」は「52条」であるか確認をお願いします。	項目No.130にて回答のとおり。
132	業務委託 契約書案	15	3	1	58	2	解除に伴う措 置	参考される「50条及び52条2項」は「52条及び54条」であるか確認をお願い します。	「第50条及び第52条2」を「第52条及び第54条」と読み替えてください。
133	業務委託 契約書案	16	3	1	59		契約終了に伴 う業務	第59条の業務は、発注者の要請により一部の対象施設及び対象設備を確認す ることを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.87の回答のとおり。
134	業務委託 契約書案	16	3	1	62	1	賠償金等の徵 収	37条3項、43条3項、62条1項、78条3項は同様の効果を意図していると思 いますので、その表現の統一と条項の整理をお願いします。	項目No.104にて回答のとおり。
135	業務委託 契約書案	17	4	1	68		対象施設及び 対象設備の機 能不全	第16条に「双方立ち合いの上、確認するものとする。」とありますので、発 注者・受注者の双方が整備不良を看過することはないと想われ、一方で仮に看 過した場合にも受注者の責にならないのではないかでしょうか。また、発注 者が故意に隠匿したこと立証するのは極めて困難かと思われます。したがい まして、ただし書きを削除していただきますようお願いいたします。	受注者の責めによらない第三者への損害は、発注者が賠償するとし ており、契約時に協議の上整理を行います。
136	業務委託 契約書案	17	4	1	68		対象施設及び 対象設備の機 能不全	「ただし、引渡し確認時に受注者が看過した対象施設及び対象設備の整備不良 による損害については、」とありますが、引渡し確認時とは第16条を指すと の理解でよいでしょうか。また、受注者が看過した整備不良であることの立証 は発注者が負うことでよいでしょうか。	No.135的回答のとおり。
137	業務委託 契約書案	20	5		80	2	報告事項	SPCに会計監査人を置くことは一般的でないため、「SPCは毎会計年度に係る 計算書類などに公認会計士又は監査法人の実施した監査の報告書を添付したも のを市に提出するものとする。」に修正を希望します。	契約時に記載を整理します。
138	業務委託 契約書案	20	5		81		紛争解決	設計や建設業務ではありませんので、「あっせん又は調停」は強制の前置機関 とせず、削除いただくことを希望します。2項記載「管理技術者」の定めも本 契約に登場しません。	本条項は、訴訟に至る前の解決を図るためのものであり、削除する ことは公的業務の契約として適切ではないため、削除は行わないこと とします。 また、第2項「管理技術者」は「総括責任者」と読み替えてください。
139	業務委託 契約書案	23			別紙 1		個人情報の取 扱いに関する 特記仕様書	第11条の管理責任者は発注者が、事務担当者は受注者が定めるとの理解でよ ろしいでしょうか。	発注者・受注者共に、「管理責任者」「事務担当者」を定め書面に より相互に通知します。
140	業務委託 契約書案	23			別紙 1		個人情報の取 扱いに関する 特記仕様書	受注者の定める担当者はSPCではなく構成企業に置くことも可との理解でよ ろしいでしょうか。	不可とします。
141	業務委託 契約書案	29			別紙 4		保険	「業務に必要な保険の加入」とありますが、貴市所有の給水車などについて は、貴市の保険で填補できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	業務委託 契約書案	29			別紙 4		公租公課	「業務に関連して生ずる公租公課」は受注者負担となっておりますが、消費税 増税はこれに当たらず、発注者負担という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	業務要求 水準書 (案) 補足資料	1	1	1			業務の目的	「本業務が仕様発注ではなく、性能発注であることを踏まえ」とありますが、 本事業における更新工事は全て性能発注になり要求水準等は選定事業者の決定 後に別途協議するとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書については、受注者決定後、協議予定です。
144	業務要求 水準書 (案) 補足資料	2	1	四	2		受注者が使用 できる既存設 備	上下水道料金システムを新規に構築する場合、既存システムのデータはご提供 いただけますでしょうか。また、ご提供いただける場合は費用は必要でしょうか？	既存システムのデータは、無償提供可能です。
145	業務要求 水準書 (案) 補足資料	25	1	1			修繕業務の精 算	【修繕実績】内の「施設費」と「管路費」の合計値が各年度一致しません。施 設・管路費の他、修繕実績がある場合はご教示願います。 【補足資料記載値（令和元年度）】 ①施設：14,754,153円 ②管路：73,381,923円 計：93,449,806円 (本来①②を足すと88,136,076円となる)	本業務での修繕費実績額は、表中の「施設」「管路」列の値のみで す。